

RealJapanQuality 加盟店利用規約

第1章 総則

第1条（目的） 本規約は、RealJapanQuality（以下「当事業」といいます）が提供する会員制割引サービス（以下「本サービス」といいます）に関し、加盟店（以下「加盟店」といいます）が遵守すべき事項を定めることを目的としています。

2条（適用範囲） 本規約は、当事業と加盟店との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。

第3条（規約の変更）

必要と判断される場合、加盟店の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。本規約の変更は、同意するものとします。

第4条（通知） 当事業から加盟店への通知は、電子メール、本サービス内のお知らせ、その他お客様の都合と判断方法で行います。

第2章 加盟店の登録および契約

第5条（加盟店登録）

1. 本サービスに加盟店として登録するためには、当事業の所定の方法により申請し、当事業の承認を得る必要があります。
2. 加盟店は、申請時に真実かつ正確な情報を提供しているはずですが、虚偽の情報を提供する場合、私たちは登録を許可または取り消すことができません。

第6条（契約の締結）

3. 加盟店が本規約に同意し、当事業が承認する場合、本契約が成立します。
4. 本契約は、加盟店が当事業に対して規定する手続により契約書に署名した日（以下「契約開始日」といいます）から有効となります。

第7条（契約期間および更新）

5. 本契約の有効期間は1年間とします。契約期間満了の60日前までにいずれか一方から書面による解約の意思表示がない限り、自動的に同一条件で1年間延長されるものとします。
6. 契約期間中に、当事業または加盟店が本規約に違反した場合、相手方は書面により契約を解除することができます。

第3章 サービスの提供と利用

第8条（サービス提供） 私たちは、加盟店に対して以下のサービスを提供します。

7. 会員制割引サービスの運営と管理。
8. 電子スタンプカードの発行および管理。
9. 加盟店情報の宣伝。
10. その他、認めるサービス。

第9条（加盟店の義務） 加盟店は、以下の義務を負うものとします。

11. 当事業の会員に対して、適切な割引および特典を提供します。
12. 会員から提示された電子スタンプカードまたは紙のスタンプカードに対して、正しいスタンプを付与します。
13. 会員からの問い合わせや苦情に対して、迅速かつ誠実に対応すること。
14. 訪問を求めている情報を適切な時に提供します。
15. 当事業のブランドイメージを変更する行為を慎みます。

第10条（割引および特典）

16. 加盟店は、当事業の会員に対して以下の割引および特典を提供します。
 - 会計時に総額の3～10%の割引が適用されます。
 - スタンプカード利用による追加割引（1個で合計4%、3個で合計7%、5個で合計10%）。
17. 割引率および特典の内容は、当事業と加盟店が必要と認める場合、お互いに協議して決める必要があります。

第11条（スタンプカード）

18. スタンプカードは電子と紙の2種類があります。
19. 電子スタンプは、当事業のアプリケーションを通じて管理されます。加盟店は、当事業のアプリケーションを利用してスタンプを押印することを承諾します。
20. 紙のスタンプカードは、加盟店の負担で用意し、1枚あたり4円程度の費用が発生します。加盟店は、紙のスタンプカードの在庫を適切に管理し、会員に対して支払う義務を負います。

第12条（情報の提供および更新） 加盟店は、以下の情報を当事業に提供し、変更がある場合は速やかに更新することを承諾します。

21. 店舗の名称、所在地、連絡先。
22. 営業時間および定休日。
23. 商品に関する情報。
24. 割引および特典。
25. その他、認められる情報。

第 13 条（広告および宣伝） 加盟店の情報を本サービス内および関連する媒体で広告および宣伝することができます。加盟店は、お客様が広告および宣伝活動に協力するものとしません。

第 4 章 契約の解除

第 14 条（契約の解除）

26. 以下のいずれかの場合に限り、加盟店に対して書面により本契約を解除することができます。
 - 加盟店が本規約の条件を満たしていない場合は除きます。
 - 加盟店が法律に違反した場合。
 - 加盟店が不正行為を行った場合。
 - 加盟店の経営状況が著しく悪化した場合。
 - 加盟店又は当事業の判断により契約の継続が困難な場合。
27. 加盟店は、当事業に対して書面により 60 日前に通知することで、本契約を解除することができます。

第 15 条（契約解除後の措置）

28. 契約解除後、加盟店は現在本サービスを利用しておらず、当事業から提供された全ての資料および機器を返却する必要があります。
29. 契約解除後も、本規約に基づく義務は存続するものとします。

第 5 章 知的財産権

第 16 条（知的財産権の帰属） 本サービスに関する著作権、特許権、商標権、その他の知的財産権は、全て当事業または当事業にライセンスを許諾する第三者に帰属します。加盟店は、当事業の事前の承諾なく、本サービス情報を複製、転用、転載、その他の方法で利用できません。

第 6 章 個人情報の取り扱い

第 17 条（個人情報の保護） 加盟店の個人情報を適切に取り扱い、プライバシーポリシーに基づいて保護します。加盟店は、プライバシーポリシーに同意することを承諾します。

第 18 条（個人情報の利用目的） 当事業は、加盟店の個人情報を以下の目的で利用します。

30. 本サービスの提供および運営のため。
31. 加盟店の本人確認のため。
32. 本サービスに関する案内、問い合わせ対応のため。
33. 利用規約、プライバシーポリシー等の通知のため。
34. その他、お客様が知る利用目的のためです。

第 19 条（第三者提供） 当事業は、以下の場合を除き、加盟店の個人情報を第三者に提供しません。

35. 加盟店の同意がある場合。
36. 法令に基づく場合。
37. 人の生命、身体または財産を保護するために必要がある場合。
38. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合。

第 7 章 免責事項

第 20 条（免責事項）

39. 当事業は、本サービスに関して、明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。
40. 当事業は、本サービスの利用により加盟店の損害について一切責任を負わないものとします。ただし、当事業が故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。
41. 当事業は、本サービスを提供するために必要な情報の正確性、完全性、有用性等について、一切保証しません。

第 8 章 雑則

第 21 条（譲渡禁止） 加盟店は、当事業の事前の書面による承諾がなく、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第 22 条（可能性） 本規約のいずれかの条項が法令により無効または執行不能と判断されても、本規約のその他の条項は有効に存続するものとする。

第 23 条（準拠法および合意管轄）

42. 本規約の解釈および適用については、日本法を準拠法とします。

43. 本サービスに関して生じた紛争については、横浜地方家庭裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（協議解決） 本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義がある場合、当事業および加盟店は意を持って協議し、円満に解決するようにします。